

宮津与謝環境組合議会会議録

令和4年第1回（2月）定例会

宮津与謝環境組合議会

令和4年 第1回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録 目次

会期 1日間（2月24日）

1 付議事件一覧.....	1
1 出席議員氏名.....	2
1 欠席議員氏名.....	2
1 説明のため出席した者の職氏名.....	2
1 議事日程.....	2
◎ 松本議長の開会宣言.....	2
※ 日程第1 諸報告.....	3
※ 日程第2 会議録署名議員の指名.....	3
※ 日程第3 会期の決定.....	3
※ 日程第4 議第1号 令和3年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第2号）.....	4
○ 城崎管理者の提案理由説明.....	4
○ 高村事務局長の提案理由説明.....	5
（質疑なし・討論なし）	
1 議第1号..... — 原案可決 —	5
※ 日程第5 議第2号 令和4年度宮津与謝環境組合一般会計予算.....	5
○ 高村事務局長の提案理由説明.....	6
◎ 家城議員の質疑.....	7
○ 高村事務局長の答弁.....	8
◎ 家城議員の再質疑.....	8
○ 高村事務局長の答弁.....	8
◎ 家城議員の再々質疑.....	9
○ 高村事務局長の答弁.....	9
◎ 星野議員の質疑.....	9
○ 高村事務局長の答弁.....	9
◎ 星野議員の再質疑.....	10
○ 高村事務局長の答弁.....	10
（討論なし）	
1 議第2号..... — 原案可決 —	10
※ 日程第6 一般質問.....	10
1 一般質問通告表.....	10
◎ 山根議員の質問.....	11
1 「ごみ質」の調整について	

2 住民の不安・不信を払拭するための対応について

○ 高村事務局長の答弁.....	12
◎ 山根議員の再質問.....	13
○ 高村事務局長の答弁.....	13
◎ 長林議員の質問.....	14
1 2度のダイオキシン類濃度超過の原因は	
○ 高村事務局長の答弁.....	15
◎ 長林議員の再質問.....	15
○ 高村事務局長の答弁.....	16
◎ 長林議員の再々質問.....	17
◎ 松本議長の閉会宣言.....	17

令和4年第1回(2月)定例会付議事件一覧
会期 1日間(2月24日)

事件番号	件名	議決年月日	議決結果
議第1号	令和3年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第2号)	4.2.24	原案可決
議第2号	令和4年度宮津与謝環境組合一般会計予算	4.2.24	原案可決

令和4年第1回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録

令和4年2月24日(木) 午後2時40分 開会

◎出席議員(10名)

下村 隆夫	河邊 新太郎	上辻 亨
星野 和彦	長林 三代	宮崎 有平
家城 功	山根 朝子	坂根 栄六
松本 隆		

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

事務局次長補佐 和田 直樹 主任 上林 大志

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者(宮津市長) 城崎 雅文 副管理者(伊根町長) 吉本 秀樹
副管理者(与謝野町長) 山添 藤真
事務局長 高村 一彦 事務局次長 谷口 直樹
監査委員 中村 明昌

◎議事日程

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議第1号 令和3年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議第2号 令和4年度宮津与謝環境組合一般会計予算
- 日程第6 一般質問

(開会 午後2時40分)

[松本議長 起立]

○議長(松本隆) 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和4年第1回(2月)宮津与謝環境組合議会定例会が招集されましたところ、議員並びに理事者の皆さんには、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

昨年も、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うたび重なる緊急事態宣言により、宮津与謝地域にも様々な制限と影響が及んでおります。

一方、コロナ禍においても、宮津与謝クリーンセンターは、安定的な業務の継続が不可欠な施設であります。二度にわたるダイオキシン類濃度の基準値超過が発生し、大変憂慮すべき事態となりました。再発防止策や事故防止を含め、関係機関の協力により、安全で安心な施設運営に万全を期していただくことを強く願います。

本定例会は、今後も、1市2町の住民生活に極めて重要な当施設の運営に係る新年度予算等、重要な議案について御審議をいただく会議であります。

ここに提案されております議案につきまして慎重な審議を賜りますとともに、議会の運営が円滑に運びますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

〔松本議長 着席〕

ただいまから、令和4年第1回(2月)宮津与謝環境組合議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 「諸報告」であります。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、一般会計の令和3年度8月分、9月分、10月分、11月分、12月分及び1月分の例月出納検査結果報告書が提出されており、原文は環境組合事務局に保管しておりますので、随時、御覧おきを願います。

○議長(松本隆) 日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、下村隆夫さん、河邊新太郎さんを指名いたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

○議長(松本隆) 日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松本隆) 異議なしと認めます。会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(松本隆) 日程第4 議第1号を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。城崎管理者。

〔城崎管理者登壇〕

○管理者(城崎雅文) 本日は、令和4年第1回の宮津与謝環境組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員協議会に引き続きでお疲れの中、ご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、宮津与謝クリーンセンターは、議長からのご挨拶にもありまして、昨年中に二

度に渡るダイオキシン類濃度の基準値超過が発生し、関係各位に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

先ほど、全員協議会でご説明のとおり、京都府や専門家のご助言もいただきながら、原因の究明と再発防止策を講じ、地元の皆様のご理解を得て、ようやく本日、通常運転再開の運びとなりました。

二度にわたる超過という事態を重大に受け止め、今後は再発防止を徹底し、住民生活に不可欠な当施設の運営に万全を期す覚悟でございますので、議員各位のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会の提出議案でございますが、予算議案2件を提案させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました議第1号 令和3年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の概要を申し上げます。

今回お願いいたしております補正予算は、歳入歳出ともに350万円を増額し、予算の総額を4億9,131万6千円とするものでございます。

主な内容は、歳入予算について、焼却炉の停止中も運転可能なメタンガス化施設による余剰電力売払収入や資源化物売払収入等が、当初見込を上回る実績で推移していることから増額する一方、その相当額を市町の分担金で減額するものでございます。この後、事務局から補足・詳細説明を申し上げます。

また、当初予算につきましても、事務局から御説明申し上げますので、併せてよろしくお願いをいたします。

以上、定例会開会に当たっての挨拶と提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

〔高村事務局長登壇〕

○事務局長（高村一彦） それでは、議第1号令和3年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の補足・詳細説明を申し上げます。

まず、個別説明の前に、今回の補正の趣旨でございますが、年度末までの収支に流動的な要素もございますが、現時点での実績見込みから、歳入歳出の予算額を整理しようとするものでございます。

なお、説明は補正予算書等で申し上げますが、別綴じの議案参考資料にも補正予算の概要を参考添付しております。

それでは、事項別明細書4ページから御覧ください。

今回お願いしております補正予算は、歳入歳出ともに350万円を増額し、予算の総額を4億9,131万6千円とするものでございます。

補正の内容は、まず、5ページの歳入を御覧ください。

1款 分担金及び負担金は2,800万円の減額で、のちほど御説明の手数料収入や諸収入の

増額等に伴いまして、市町分担金を、説明覧に記載の内訳で減額するものでございます。

次に、2款 使用料及び手数料は400万円の増額で、これは、施設へのごみの直接搬入に係る手数料収入でございますが、現時点の実績見込みから増額としております。

次に、4款 諸収入は2,750万円の増額でございます。その内訳は、説明覧に記載のとおり、メタンガス化施設による余剰電力売払収入が堅調に推移しておりますことから、1,000万円を増額、また、資源化物売払収入につきましても、市場価格の上昇等により、1,400万円を増額、加えまして、ダイオキシン類濃度超過による焼却施設の運転停止に伴い、組合が直接支出を要した経費350万円について、雑入として運営事業者から同額を収入するものでございます。

この点につきまして補足しますと、可燃ごみ等の外部処理費用は、運営事業者が、外部の搬入施設へ、直接、全額支払うことを基本としておりますが、搬入施設の一部自治体の条例では、管外からの一般廃棄物の搬入には、搬入元の自治体、つまり当組合から、別途、負担金等を徴することとされております。

したがいまして、のちほど歳出でご説明の組合から、搬入先自治体への負担金等350万円同額を、運営事業者から組合へ歳入し、実質、組合負担をなしとするものでございます。

次に、6ページの歳出でございます。

3款 衛生費の350万円の増額は、先ほど、ご説明申し上げました外部搬出先の自治体への負担金等でございます。

具体の納付先は、三重県伊賀市と大阪府和泉市でございます。

以上、提案理由の補足・詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本隆） これより質疑に入ります、ご質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本隆） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他のご意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本隆） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（松本隆） 起立全員であります。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（松本隆） 日程第5 議第2号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。 高村事務局長

〔高村事務局長登壇〕

○事務局長（高村一彦） ただいま議題となりました、議第2号令和4年度宮津与謝環境組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

説明は、令和4年度一般会計予算事項別明細書で御説明申し上げますが、議案参考資料に予算概要も参考添付しております。

それでは、まず、事項別明細書4ページと5ページを御覧ください。

各合計欄に記載のとおり、令和4年度一般会計予算の歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億5,216万7千円で、前年度予算総額4億8,927万8千円に対し、6,288万9千円の増額となっております。

それでは、それぞれの主な内容について、ご説明申し上げます。

まず、6ページの歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金4億5,716万4千円は、構成市町からの分担金で、組合規約に基づき、現在の人口割を、令和4年度からは、前々年度、つまり令和2年度の各市町のごみの処理量実績に基づいて算定した処理量割としており、各市町別の分担金を、説明覧記載の内訳で計上しております。

次に、2款使用料及び手数料1,800万円は、直接搬入ごみの処理手数料でございますが、今年度の実績見込を踏まえ、前年度比300万円増額計上しております。

途中省略して、次に7ページ中ほどの、4款諸収入2項雑入7,600万2千円につきましても、今年度の実績見込みを踏まえ、前年度比1,800万余増額し計上しております。

内訳は説明覧に記載のとおり、メタンガス発電により売電する余剰電力売払収入が5,800万円、マテリアルリサイクル推進施設からの資源化物売払収入が、1,800万円などがございます。

次に、8ページからの歳出についてご説明申し上げます。

1款 議会費17万6千円につきましては、議員報酬を含め議会運営等にかかる所要の経費で、前年同額を計上いたしております。

次に、9ページ・10ページの2款 総務費につきましては、款全体で、前年度比102万2千円減の3,760万1千円を計上しております。

その内訳として、1項総務管理費1目一般管理費が、3,742万4千円で、正副管理者報酬を始め、事務局職員に係る給与、財務会計システムなど事務運営に係る経費のほか、須津・石川両地区への自治振興交付金などがございます。次に、10ページでは、2目公平委員会費が2万2千円、2項の監査委員費が15万5千円でございます。

なお、総務費の主な減額要因は、組合事務局の会計年度任用職員の1名減によるものでございます。

次に、11ページ、3款 衛生費につきましては、1目じん芥処理費は、前年度比、6,391万1千円増の5億1,119万円を計上いたしております。

内訳といたしましては、まず、1節の報酬と8節の旅費につきましては、有識者等による運営業務モニタリング委員会の開催経費で、定例会は年2回の開催を予定しております。

10節の需用費の主なものとして、燃料費200万円は施設内のホイルローダーやフォークリフトなど重機の燃料費で、運営事業者の実働実績により組合が清算するものでございます。

12節の委託料のクリーンセンター運営業務委託料4億8,171万3千円は、20年間の運営業務委託契約に基づく、令和4年度分の運営事業者への委託料で、前年度比、6,075万1千円の増となっておりますが、今回のダイオキシン関連に係る経費は含まず、年次計画的な設備・機器の更新・補修等によるものでございます。

その下の、施設運営モニタリング業務委託料505万円につきましては、モニタリング委員会の前段に当たるもので、毎月、運営事業者から提出の施設の運営・稼働状況等の報告に対しまして、その適正性等を専門のコンサルに委託・チェックし、通年の監視機能を働かせるものでございます。

次のダイオキシン類測定業務200万円と、その下の施設設備等維持管理業務委託料ほか1,465万2千円は、いずれも、組合の直接所管に係る委託業務で、所要の測定業務や有害ごみの外部処理経費、また施設敷地内の除雪や、エレベーターの保守点検などの委託経費でございます。

14節工事請負費300万円は、施設に隣接します沈砂池の浚渫費用等で前年度同額を計上しております。

17節備品購入費70万円は、施設運営にかかり、運営事業者に支給するパレット・コンテナ等のごみ収納運搬用備品の費用でございます。

次に12ページの4款公債費20万円につきましては、組合の各事務・事業費の支払い時に、市町の分担金等資金調達が間に合わない場合の一時借入に係る利子を計上しております。

最後、5款予備費300万円は前年度同額を計上しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本隆） これより質疑に入ります、ご質疑はありますか。家城功さん。

○議員（家城功） 1点確認をさせていただきたいんですが、各市町の負担金が今年度から、令和2年度実績に基づくごみ量割ということで、算出方法が変わります。その中で、4,188万円の増額、去年の実績、負担より上がっていくということですが、今のご説明の中で、施設運営費の20年契約の中での、運営委託料は、6千なにがし値上がりするということですが、これの計画というのを、私はこの組合に出席させていただいてまだ年数が浅いので、その経過がよくわかりませんが、今後の推移というのが、どういうふうになるのか、6千万委託料が上がる根拠とというのは、どういったところにあるのか、ご説明がいただきたいとお思います。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 運営事業者への委託料につきましては、それぞれ20年間の委託料の金額につきまして、令和2年の2月の全員協議会で、議員の皆様、20年間の内訳等をお渡しさせていただいていると思いますが、新しい議員の皆様につきましては、お持ちでないということでしたら、ご提供を後日させていただきたいと思います。

その推移ということなんですけれども、その計画によりますと、だいたい並らすと、20年間、税抜き102億を20で割った数字、これが20年間、毎年支払っていくということになりますけれども、それぞれ内訳につきましては、微妙に数値は変わっております。

3年に1回の精密機能検査を行った結果によって、例えば補修が必要になってくる可能性があるとか、年次計画的に修繕が必要になってくる設備等があります。そういったものを、直営でやっておりましたら、その年度は、大きな額が必要になってくる可能性があるということから、なるべく平準化するように運営事業者の方から提案をいただいております、その提案に基づいて、それぞれの運営費用というものが計画をされております。

そうした中で、実際の今年度と来年度の見込みとの違いということになりますと、あくまで税抜きベースですけれども、令和3年度が3億8,260万強、令和4年度が4億4,146万強、令和5年度が4億4,220万強、その次も4億7,400万強と、これらに10パーセントを足して支払う必要がありますが、少なくとも、令和4年度、令和5年度は同額で推移していくという形になります。

それともう一つ、委託契約書の中で、3年に1回、委託料の見直しを図るという条項がございますので、令和4年度に今後の委託料の見直しというものは行われますので、今後の契約金額が変わってくる可能性はあります。

もう1点、令和4年度の委託料につきましては、委託料の改定要素の3つの内の一つ、物価変動による改定要素というのが入ってまいりまして、先ほど私が申し上げた令和4年度の4億4,146万という数字よりも、350万円ほど減額になっております。これは、令和4年度だけは、契約上、施設運営の稼働が、当初よりも遅れた関係上、物価変動要素だけを改定要素の中に令和4年度分は含めるというのが入っております、事務的に細かい説明になりますのでわかりにくいと思いますが、今後の変動としましては、令和4年度、5年度はほぼ同額で推移する。ただし、令和4年度に委託料の改定協議が行われるので、それが令和5年度以降に、どのように、プラスになるかマイナスになるのかわかりませんが影響してくるということをお知らせしたいと思います。

○議長（松本隆） 家城功さん。

○議員（家城功） 今のご説明で、よくわかった部分と、結局、令和3年度から6千万上がった要因というのは、物価の上昇というような部分だけなのか、委託内容が特に変わった部分の中での値上がりなのか、そのへんがちょっとわからないんですが。

○事務局長（高村一彦） 説明が煩雑になって申し訳ありません。まず、1点目の物価変動による要素は、マイナス要素に働いております。ということで、物価変動によって、3年度か

ら4年度につきましては、マイナスでございます。ただし、令和4年度につきましては、先ほど申し上げましたように、年次計画的な補修費等の増額による割合が大きいということから、増額が6千万となっておりますということでございます。それ以外には、用役費とか人件費とか変動費とか、いろんな要素がございますが、主な理由はその点でございます。

○議長（松本隆） 家城功さん。

○議員（家城功） 補修費というのは、何の補修になるんでしょうか。それだけ、ちょっと教えてください。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 補修の何がという内訳は、正直なところ、メーカー側の内訳書の提出はございません。ただし、令和4年度に計画されております補修費の項目ということで申し上げますと、要は令和3年度にはなくて、令和4年度に新たに補修対象となる項目としましては、燃焼ガス冷却設備のガス冷却室及び耐火物、計装制御設備のDCS、それ以外には、集じん脱臭設備等が今までにない項目でございます。以上です。

○議長（松本隆） 他にご質疑はありませんか。星野和彦さん。

○議員（星野和彦） 1点教えてほしいんですけども、7ページ目の雑入のところで、7,600万2千円計上されておりますが、余剰電力売払収入が5,800万円、資源化物売払収入が1,800万円、施設見学科料等が2千円という額ですけども、こういう考え方を行政もするのかどうかですけども、人件費とその事業、3つあるかと思うんですけども、下の施設見学科料というのは、単純に見に来てもらう、単価どれくらいなのか、後、上の2点については、人件費等がかかってくるかと思うんですが、その事業全体としての粗利益はどれくらいになるのかな、そういうカウントの仕方ってされますか。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 施設見学科料の2千円につきましては、府外からお見えになる方を主に対象とした実費徴収でございます。資料等作成に関わっての経費で、1団体当たり2千円に加えて、お1人5百円を徴収させていただくことを、棚計上いたしております。小学校等は府外でも徴収予定はなく、行政視察等を想定しております。

あと、売払収入に係る人件費という話。余剰電力にしても、資源化物にしても、これにつきましては、あくまで、この分に関わって人件費率がどの程度あるかという計算はいたしておりません。電力売払については、委託料の中で運営をしており、委託料の中に当然、運営事業者の人件費も混じってまいりますし、片や、資源化物売払につきましては、直接的には、事務局で対応しておりますので、これは事務局の経費が主だろうと思っておりますけれども、これらに関わって、どけだけの人件費率があるかということは、恐縮ですが、算定はいたしておりません。

○議長（松本隆） 星野和彦さん。

○議員（星野和彦） 昔、サラリーマンの頃、マテリアルに関わる仕事をしてたんで、そういう粗利益なんかどうなるんだということを知りたかったんですが、そういう考えができないんだったら、その売払収入のところですけども、今後も、稼働していくほど伸びていくかもわからない、1回ここを視察したとき、特に資源化物というのは、手で仕分けしてて、今日も、プラスチックのごみの日なんですけれども、透明の袋のごみと赤い袋のごみを分けて、ちゃんとしないと、ここでやられてる方を見れば、やはり、いいかげんなごみの捨て方はできないなと思いました。ですから、人件費等がわからないとしても、だいたい凡そ、資源物のところは何人ぐらいでやられているのか、参考までに教えてください。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） さきほど不正確だったんですけども、資源物売払収入につきましては、資源化するまでの作業については運営事業者で行って、マテリアルリサイクル推進施設で資源化物をつくります。実際、これを売却するのは組合が直接、入札等によって売却しております。マテリアルリサイクル推進施設の中でも、それぞれの作業現場で何人携わっているかという話になってきますと、ほぼ40名の運営事業者の現場社員の中で、半分程度なのかなあと、ただ、まる1人が全部それに従事してるかというところでもないかなと。関係ある社員としては20名くらいかなあと、それと事務局の方が2名程度、というふうなところぐらいしかお答えがしかねます。以上です。

○議長（松本隆） 他にご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他のご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本隆） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（松本隆） 起立全員であります。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（松本隆） 日程第6 一般質問を行います。

令和4年第1回（2月）定例会一般質問通告表〔2月24日（木）〕

発言 順位	質 問 者	質 問 事 項	答弁を 求める者
----------	-------	---------	-------------

1	山根 朝子	1 「ごみ質」の調整について 2 住民の不安・不信を払拭するための対応について	管理者
2	長林 三代	1 2度のダイオキシン類超過の原因は	管理者

○議長（松本隆） 通告にしたいがい、順次質問を願います。山根朝子さん。

〔山根議員登壇〕

○議員（山根朝子） 伊根町の山根です。今回のダイオキシン類の基準超過については、ガス冷却室でガスを減温するための冷却水の成分、T O C濃度が上昇したことが原因との説明がありました。タクマの説明では、このような事象は類似施設を含め経験のないものだったということでしたが、このようなごみ施設の安全性を考える場合に、まだまだ不明な点が覆い隠されており、これで安全ですと言い切れない中で、私たちの生活環境、ごみ処理環境を整備していかなければならないのだと、環境組合議会の議員として今後の責任を感じているところです。

それでは、通告書に基づいて、一般質問を行います。

一つ目に、ごみ質の調整について伺います。

配布された資料には、他の類似施設との相違で、ごみ質があると記載されています。他の施設では草木をメタン発酵槽に投入しているけれども、当施設では投入していない、ということです。草木を投入していない理由は、先ほどの全協で説明していただきましたが、ごみ質がトラブルの原因の一つと考えられるのであれば、他の施設となるべく同じくなるように、何らかの対策をしていくことができないでしょうか。新たに活性炭吸着塔の設置などは、当然必要と思いますが、これ以上事故が起きないために、着手できることは何でもやっていくことが大事ではないでしょうか。管理者のお考えを伺いたいと思います。

二つ目に住民の不安、不信を払拭するための対応について、お聞きしたいと思います。

新聞報道によりますと、住民説明会において地元地区が運転再開を了承され、本日から運転が開始されています。「基本的な設計ミスがあったのではないか」「また違うトラブルが起こるのではないか」住民説明会では様々な不安の声が出されたと報道されていました。短期間に、2度にわたるトラブルの発生で、住民の不安が募るのは当然だと思います。住民説明会では様々な意見が出たと思いますが、どのような意見が出されたのかお聞きしたいと思います。

次に、今回の原因はガス冷却室でガスを減温するための冷却水の成分、T O C濃度が上昇したということでしたが、このような事象はタクマでも経験したことがないということでした。まだまだ安全性や技術には未解明のものがある焼却施設だと思います。再認識をさせられました。安全性や技術の向上のためには、一つ一つの事象に真摯に向き合っていかなければなりません。今後、大きな問題が起こらないように慎重な運転がなされるように、さらなる監視体制や、チェック機能を充実させなければならないのではないかとはい思います。これまでの2度の

トラブルと運転停止は住民の皆さんに、当施設への不安と不信を招いているのではないかと思います。この不安と不信を払拭させる手立てをとっていかなければならないのではないのでしょうか。

他の施設をみてみますと、ごみ処理施設監視委員会等を設置して、施設の稼働状況や周辺環境調査の状況、公害防止協定等の履行状況について協議しているところもあります。監視委員は地域から応募しているようです。当施設においても何らかの形で住民参加の組織を作り、監視していく仕組みづくりが必要ではないかと考えます。地元地区には、地区の代表者からなる委員会がありますが、宮津市や伊根町の住民は、施設の運営等に関しても、関わりはほとんどない状況だと思います。1市2町の共同運営でありますので、宮津市や伊根町の住民も何らかの形で関われる体制をつくっていただけないかと考えます。管理者のお考えを伺いたいと思います。

○議長（松本隆） 高村事務局長

○事務局長（高村一彦） 山根議員のご質問に、お答えいたします。

まず、1点目のごみ質についてでございます。

議員お触れのとおり、配布の参考資料で、ダイオキシン類濃度に影響する可能性の一つとして、他の類似施設とごみ質が異なるとして、草木を例示しております。

可燃ごみの中でも、メタン発酵槽に投入するごみは、紙類・厨芥類・草木類等がございますけれども、その投入する量や割合そして成分組成は、施設規模や分別・処理形態、また季節によっても異なります。

したがって、類似施設と同じ条件を設定することは困難であることに加えまして、ごみ質がどう異なれば、T O C濃度の上昇やダイオキシン類の再合成に影響するかのメカニズムが、学術的にも解明されていない状況を踏まえまして、今回の活性炭吸着塔の設置が、最も確実に適した改善策と考えております。

次に2点目の住民不安等の払拭への対応のうち、2月10日の石川区と2月14日の須津地区での地元説明会でのご意見についてでございます。

説明会では、説明資料への様々なご質問に加えまして、議員お触れのご意見以外に、「今回の再合成メカニズム未解明への不安」や「今後の測定データの情報開示」、また「説明会開催まで期間を要した理由」など、2回目となる今回の事象に対して、厳しいご意見を頂戴いたしました。それぞれ、ご説明の上、最終的には、両地区とも、運転再開のご了承をいただきました。

次に、住民参加組織による監視体制についてでございます。当施設の監視体制といたしましては、毎月のモニタリング会議や有識者を含めたモニタリング委員会がございますが、住民参加の監視組織としては、立地地区の宮津市の須津地区と与謝野町の石川区の、それぞれの対策委員会が常設の監視組織となります。

この対策委員会は、主に自治会や区の役員で構成され、当施設の環境基準の測定結果や管理状況につきまして、組合から年4回報告会を開催させていただくこととしております。

なお、今回の事象につきましても、地元説明会だけでなく、随時、両対策委員会等にご報告し、御意見も伺いながら対応してまいったものでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（松本隆） 山根朝子さん。

○議員（山根朝子） ご答弁ありがとうございます。住民の皆さんは、この2回の事故で、本当に不安がある、この施設で大丈夫かなという思いが強くなってると思うんです。それで、今度、吸着塔をつけたので大丈夫でしょということでは、次また、次の事故はどうなるのかなとか、いろんな思いが交錯してると思うんです。やはり管理者としては、住民のみなさんに対して丁寧に説明をして、こういうふうに対応します、こういう細かい所でも、こんなふうに改善していきます、みなさんの声をこのようにお聞きしますっていう、丁寧な対応をしていかないと、事故が起こったら、その時はその時に対応しますっていうような関わりでは、みんなが不安とか、この施設への不信っていうものが払拭できないのではないかなと思います。

次は管理者の方に、この2回の事故を、真摯というか、謙虚というか、丁寧にというか、受け止めて、本当にこの事故が、これから起こらないように、こういうふうを考えてやっていきます、みなさんの生活と暮らしのために必要な施設なので、この施設をこのようにやはり事故が起こらないように運営していきますっていうことを、意思表示をしっかりとさせていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

○議長（松本隆） 高村事務局長

○事務局長（高村一彦） 議員ご指摘のとおりかと思えます。今回2回の事象に伴いまして、住民のみなさんへの不安、払拭も当然でございますけれども、あくまで監視機能を強化していくことが必要になってこようかと思えます。この内容につきましては、先ほどもお聞きいただいても、なかなか専門的な部分が非常に多い、行政にとっては、ある意味ブラックボックスとっては言い過ぎかもしれませんが、専門的に行政内部で解決できていくような内容でもないし、何より公設民営という形になっておりますので、あくまで行政の立場からは、監視機能の強化ということが一番大切なことかと思えます。

したがいまして、実務的にはと言って恐縮なんですけれども、参考資料にも送らせていただいておりますけれども、現在、年4回のダイオキシン関係の測定を、一部は省略しますけれども、年12回、毎月、運営事業者の方で測定していき、また、その資料提供も求めていき、それに対して組合としましてはコンサル等を活用しながら、しっかりとその基礎データ部分をチェックしていくことが必要かな、また、これに併せて、今回、TOC濃度ということがポイントになりますので、実際はCOD計というもので測定いたしますが、常時測定になりますので、それらの数値についても、必ずセルフモニタリング、運営事業者が測定したものを必ず報告を義務付けていくと、いうふうなことも必要になってくる。それらが、つまり今回の対応状況についてのチェック体制を強化していき、それを専門の皆さんにも、モニタリング委員会等でご報告をしていく。また、実際のチェック項目自体も増やしていく必要があるのかなと思

まして、これらもコンサルと協議をしてみたいと思います。

住民の皆様には、それらをわかりやすくお伝えしていくことが大事かなと思っておりまして、公表の仕方を、いかにわかりやすく、かつ正確にお伝えしていけるのか、このへんを十分考えて対応してみたいと思います。以上です。

○議長（松本隆） 次に、長林三代さん。

〔長林議員登壇〕

○議員（長林三代） 宮津の長林三代です。2回も発生しましたダイオキシン類超過の原因についてお伺いします。

昨年10月の定例会一般質問におきまして、平成28年2月に質問した焼却プラズマタンガス化併設方式について少し触れさせていただきました。平成28年には、焼却のみの施設と、焼却プラズマタンガス化併設の施設を比較すると、「より補修費のかかる焼却施設が小さくなることから、バイオガス化施設の補修費を合わせてもほぼ同額」とのご答弁をいただいています。すなわち、当クリーンセンターの焼却炉は南但クリーンセンターの焼却炉よりも小さいということですよ。

このことは、参考資料2ページの(3)「他の類似施設との相違について」に、「(株)タクマ納入の類似施設は本施設と処理量が異なり、メタン発酵槽へ投入するごみ量は、約1.1倍程度ですが、焼却炉は1.5倍の処理量となっており、焼却炉で使用するガス冷却水量が多い、すなわち、再利用水の使用割合が小さいということですね、そのために、TOC濃度低下の要因となります。」とあることからはっきりしています。

全協でもお聞きをしました。排ガス温度400℃、TOC濃度10mg/L、それが最良の条件であるにも関わらず、それをすると再利用水が上がるから、全体を考えて再利用水をたくさん使うために、350℃、TOC濃度20から30、これにするということでした。そこで伺います。

まず1点目です。本施設の焼却炉は他の類似施設よりも小さいのは何故か伺いをします。本施設は、環境組合が排水を再利用するクローズドシステムで公募し、株式会社タクマが提案したわけですが、では、他の類似施設よりも本施設の焼却炉が小さいのは、組合が小さい焼却炉を公募したからなのか、株式会社タクマが、小さい焼却炉を提案したからなのか、伺います。

2点目に、活性炭吸着塔の設置だけが改善策なのか伺いをします。排水を外に出さない、再利用するクローズド方式であるため、排水処理水が溜り過ぎるわけです。どうしても排水処理水を利用しなければならない。そのために、TOC濃度が多くなり、水質改善として活性炭吸着塔が必要になる、というものですが、解決策はこれだけなのかと考えるわけです。他に解決策はないのでしょうか。例えば、メタン発酵槽への投入を少なくして汚水を少なくするとか、

クローズド方式を改め、汚水のある程度下水に排出するとか、下水処理できないのであれば、野田川衛生プラントもすぐ傍にあり、処理量も少なくなっていると聞いていますし、プラントでの処理等も検討されてもいいように思うんです。

環境組合としても、いろいろ提案されたのではないのでしょうか。活性炭吸着塔の設置だけが改善策なののでしょうか。以上2点お伺いいたしますので、ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（松本隆） 高村事務局長

○事務局長（高村一彦） 長林議員のご質問に、お答えいたします。

まず、1点目の株式会社タクマ納入の他の類似施設より、本施設の焼却炉が小さい理由についてでございます。

回答が前後しますが、焼却炉やメタン発酵槽の処理能力につきましては、当組合が可燃ごみの年間処理量や計画ごみ質等を提示した上で、株式会社タクマの提案によるものでございます。

その考え方は、人口等による処理量の違いに加えて、できるだけ焼却ごみ量を削減し、環境負荷の低減を図るため、メタンガス化施設を最大限活用することを基本としています。

つまり、類似施設では、施設配置上の有効敷地面積の制約や事業系可燃ごみは全量直接焼却する方針を踏まえて、メタンガス化施設の処理能力を設定されており、一方で、当施設では、メタン発酵に適さないごみや発酵残渣のみを焼却処理することを基本として設計されているため、焼却炉の処理能力に差が生じております。

次に、2点目の活性炭吸着塔以外の改善策についてでございます。

TOC濃度を低下のための設備面では、運営事業者の社内試験で3つの方法を比較検討し、活性炭吸着処理が最も効果性が高いという結果を得ております。

なお、議員ご提案の、メタン発酵槽への投入量を減らせば、一方で、先ほど全協でもございましたが、焼却炉の処理能力に負荷を生じます。また、下水道への一部排出というご提案につきましても、当施設が下水道計画区域内になるよう見直した上で、本管接続という必要がありますが、相当の期間と費用が予想されます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（松本隆） 長林三代さん。

○議員（長林三代） まず、1点目なんですけれども、株式会社タクマからのご提案だとお聞きしました。タクマさんも技術者もおられ、そして設計から建設、運営まで現在、担っているわけですね。公害防止の観点から、タクマさんの方から小さい焼却炉という提案があったのなら、メタンガス化施設の大きさも同じ比率で小さくなるというんでしょうか、そういうものになってたらオーケーだったのではないかなと思います。私、思うんですけど、しかしながら、科学的知見に基づいて、そのダイオキシン発生の可能性を指摘しなければならないはずだったタクマが、このようなことをしてしまったというところ、稼働してみて短期間に2回もダイオキシン類超過の災害を引き起こしたと。以前にも、私、お聞きしましたけれども、焼却炉の技術、これは確立していると、はっきりと柴田副センター長は言われましたけれども、じゃあ、

焼却炉プラスメタンガス化施設という、この併設の技術、これは確立していないということになるんじゃないかなと私は考えます。そして、活性炭吸着塔の付設ですけれども、運営は20年間、もうちょっと過ぎましたけれども、活性炭吸着塔そして予備機そしてCOD計3つ設置して、20年弱ずっと続けるということですよ。これらは機能しなければ、ダイオキシン類が超過するということになるんですよ。350℃でTOC濃度20から30mg/L、これで稼働させるということは、最良は400℃の10mgなんですよ、だけど、350℃の20から30で稼働させるっていうことは、常にダイオキシン類と隣り合わせということですよ。そしてまた、住民の方、「またトラブルが起こるんじゃないか」そういう声も、聞いてます。こういう住民の不安、払拭できないんじゃないかと思うわけです。運転事業者に報告を義務付けると、先ほど山根議員のご質問でも答えておられましたけれども、安全であるかどうかを開発者に決めさせて判断を任せる、ということであれば信頼することはできないですよ。この点について、組合の方は、どう考えていらっしゃるのか。お伺いをしたいと思います。

○議長（松本隆） 高村事務局長

○事務局長（高村一彦） 当組合では、反問権制度はないと思うんですけれども、ご質問の趣旨が、私、いまいよくわからないので、お答えが的確でなかったら、再質問いただいたら結構かと思えますけれども、今回2度にわたる事象ということに対しまして、運営事業者はもとより、当組合として、こういう結果になったことに対して、まずはお詫びを申し上げなければいけないということですし、また、責任も当然、今後の運営についても、組合として必ずあるものであらうと考えています。

ただし、今回の事象につきまして、縷々、全協の方でも、ご説明がありましたように、最終的には、ダイオキシン類は、TOCから発生して再合成が生じる化学物質的な元素レベルでの解明ができてないんですけれども、ただし、現象面からTOCっていうものから、活性炭吸着塔を設置すれば、ダイオキシンの超過は防げるということが、社内的にも実証されているということから、ダイオキシンと隣り合わせになるということは決してないと思っております。

それから、メタン発酵槽がダイオキシンに直結するかなのようなお話ぶりに私には聞こえてしまったんですけれども、必ずしもそうではない。知見が、焼却炉よりも少ないことは事実だと思います。ただし、それぞれの実績が多ければ多いほど、それなりに事例は積み上がって改善されてまいりますけれども、メタンガス化施設併設方式については、事例がまだまだ積み重なってないということから、こういった事象が起こったから積み上げる教訓になったといえ言過ぎになりますけれども、全く技術が未完成のまま納品されたという施設ではございません。そういったことから、改善策を加えていく中で、それぞれ対応が可能な施設であるということも逆に実証されたのではないかというふうには考えております。

ご質問の趣旨に合っていないような気もするんですが、私から答弁できるのは以上です。

○議長（松本隆） 長林三代さん。

○議員（長林三代） 要するに作った方に、後々全部任せて、「安全です」と言われても、一つは信じる事ができませんよということなんですよね。ですので、しかしながら、こういった事例を積み重ねたら、まあ事例が少ないから仕方がないけれども、改善されるというようなご答弁だったんですよね、先ほどの。改善可能ということで。やってみないとわからないということだと思っんですよね。しかしながら、できたものは仕方ないですからね、やってもらわないと困るんですよね。ですので、いかに安全に、住民の不安を払拭して、これからもやっていただくかというところになってくると思っんですけれども、その点に関して、組合はしっかりと管理をして、そしてタクマは、ダイオキシン類超過の問題、そして活性炭吸着塔の設置、稼働、今後、それらを20年弱、タクマの責任において運営してもらおうと、このように解釈させてもらって、必ず組合として、管理者として、しっかりと管理していただくと、そしてわれわれは、しっかりとチェックしていかなければならない、というところで、しっかりとお願いをしたいと思っいます。以上です。

○議長（松本隆） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。これで一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、令和4年第1回（2月）宮津与謝環境組合議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

（閉会 午後3時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

官津与謝環境組合議会議長

松本 隆

会議録署名議員

下村 隆夫

同 上

河邊 新太郎